石川町公示第　１１５　号

地方税法第２０条の２第１項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、同条第２項の規定に基づき、下記の氏名欄の者の送達すべき下記書類は、石川町税務課に保管してあるので受領してください。

令和8年10月13日

石川町長　首藤　剛太郎

記

１．書　　類　　　固定資産税　督促状

２．納税義務者

氏　　名	住　　所	文書の種類	備考
添田　次夫	埼玉県鶴ヶ島市脚折町二丁目６番４－２０１号　サイセリアコーポラス	督促状	